

第4期第1回練馬区地域福祉計画推進委員会

1 日時 令和3年11月5日（金）午後5時～午後6時45分

2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室

3 出席者 【委員】

石川委員、今井委員、浦嶋委員、岡本委員、川井委員、河島委員、木内委員、鈴木委員、高橋委員、田中委員、千葉委員、中村委員、奈須委員、増田委員、丸山委員、渡部委員（以上16名）

【区出席者】

福祉部長、福祉部管理課長、生活福祉課長、地域振興課長、協働推進課長、建築課長

4 公開の可否 公開

5 傍聴者 なし

6 議題

- (1) 委員委嘱、委員自己紹介
- (2) 委員長および副委員長選出
- (3) 練馬区地域福祉計画推進委員会について
- (4) 練馬区地域福祉計画について【計画書・概要版】
- (5) 地域福祉計画取組状況報告について
- (6) 令和3年度の取組について
- (7) 開催スケジュールについて
- (8) 次回日程

○管理課長 皆様、こんばんは。定刻になりましたので、第4期第1回の練馬区地域福祉計画推進委員会を開催いたします。

私は、当委員会の事務局を務めます、練馬区福祉部管理課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員長が選出されるまでの間、進行役を務めさせていただきます。

早速ではございますが、お手元の会議の次第に従いまして進めさせていただきたいと思っております。

はじめに、福祉部長よりご挨拶申し上げます。

○福祉部長 皆さん、こんばんは。

本日は、お忙しい中、地域福祉計画推進委員会に出席いただきまして、ありがとうございます。また、日頃より、練馬区の福祉行政に多大なご協力を賜りありがとうございます。この場をおかりして御礼申し上げます。

今回の委員会から期が改まりまして、第4期の推進委員会がスタートいたします。コロナ禍が一段落して、ようやく本委員会を開催できる運びとなっており、うれしく思っています。新しく委員になられた皆様、そして、第3期から引き続きの方も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、令和2年3月に策定した現行の地域福祉計画ですが、1年8か月が経過しており

ます。この間、国では地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備することを目的とし、社会福祉法の改正が行われております。

また、コロナ禍の影響によりまして、昨年来、練馬区では、他の自治体もそうだと思いますが、生活相談が大変増えておりまして、休業や雇い止めなどで生活困窮に陥った方に対して、生活相談コールセンターの設置や、区独自の給付金の支給など、積極的に取組を進めているところでございます。

地域福祉計画については、少子高齢化や、生活課題の多様化、高度化等を背景に、区民との協働と地域の支え合い、あるいは、福祉サービスが利用しやすい環境づくりなど、五つの施策に取り組んでおりますが、コロナ禍や社会情勢の変化を踏まえて対応していくことも同時に求められているというふうに認識しております。

今後、区民の皆様、関係者の皆様、それぞれのお立場から地域福祉計画の推進に向けてご意見を頂戴できればと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○**管理課長** それでは、事務局から、委員の出席状況、また、この会議の情報公開の公表について、説明をお願いいたします。

○**事務局** 委員の出席状況について、ご報告いたします。

現在、16名の委員に出席をいただいております。

また、本日の会議は公開となっております。現在、傍聴の方はいらっしゃいません。

会議の議事録につきましては、区のホームページに掲載する予定です。

記録がまとまり次第、委員の皆様にお送りしますので、確認をお願いいたします。

以上です。

○**管理課長** それでは、本日の議題に入る前に、資料の確認をお願いいたします。

○**事務局** （資料確認）

○**管理課長** 続いて、次第の2です。委員の委嘱状および委員紹介でございます。

はじめに、委員の委嘱です。

本来、お一人お一人に委嘱状を手渡しさせていただくところですが、時間の都合上、委嘱状は机の上に配付させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

なお、委員の任期につきましては、本日より令和5年3月31日まででございます。

次に、委員の紹介です。

お手元に、資料1、委員名簿を配布しております。

第4期初めての委員会でございますので、自己紹介ということで、委員名簿の順番で簡単にお名前と所属などをお願いできればと思います。

（委員自己紹介）

○**管理課長** 皆様、ありがとうございました。

次に、本日出席している区の職員の紹介を、自己紹介で行います。

（委員自己紹介）

○**管理課長** それでは、次に、次第の3番になります。

練馬区地域福祉計画推進委員会設置要綱に基づき、委員長、副委員長の選出をお願いしたいと思います。

要綱では、委員長は委員の互選により選任することとなっております。
事務局といたしましては、学識経験者の委員にお願いしてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○管理課長 それでは、委員に委員長をお願いいたします。

次に、副委員長の選出ですが、副委員長は委員長の指名によることとなっております。
委員長からご指名をお願いしたいと思います。
お願いいたします。

○委員長 それでは、学識経験者の委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願
いいたします。

皆さん、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○管理課長 ありがとうございます。ただいま正副委員長が決定されました。

正副委員長席へお移りいただきたいと思っております。

（席移動）

○管理課長 それでは、委員長と副委員長から、改めてご挨拶をいただきたいと思
います。
委員長からお願いいたします。

○委員長 皆さん、こんばんは。

前期に引き続きまして委員長を仰せつかりました。

私も大分長くやりましたけれども、十分隅々まで回っているわけではありませんので、
いろいろと、また、今期も皆様方に教えていただきながら鋭意進めていきたいと思
います。
練馬区は、私は幾つかのほかの区も関わっておりますけれども、非常に熱心に取り組
まれており、職員の方々の思いがよく伝わってくるような場になっているのではない
かというふうに思います。

もちろん、区民の皆様方の協力なしには進みませんので、ぜひ引き続き、まず2年間、
よろしくどうぞお願いしたいと思います。

○副委員長 私も、前期に引き続きまして、委員長をお支えさせていただく立場として、
務めさせていただきたいと思っております。

練馬区は、本当にいろいろな意味で、特に街かどケアカフェの取組というのは、本当に
都市部の地域福祉の基盤と言ってもいいぐらい非常に評価の高い、そういう施策の一つ
だと思っています。

そういったところを基にしながら、先ほどお話がありましたように、社協さんともまた
手を結び、また、地域住民の方たちと、本当にいろいろな形で施策のご協力をいた
だきながら進めている。本当に、23区の中でも先行していろいろな施策を展開してい
るというふうに私の方では理解させていただいています。

皆様の忌憚のない様々なご意見を頂戴しながら、ぜひこの計画を、また、前に前
にと進めていければというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願
いいたします。

○管理課長 それでは、ここからの進行は委員長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしく願
いいたします。

○委員長 お手元の議事次第に沿いまして進めたいと思
いますが、4番の練馬区地域福祉

計画推進委員会についてということと、それから、練馬区地域福祉計画についてということで、こちらの方を、事務局にご説明をお願いしたいと思います。

よろしくどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、練馬区地域福祉計画推進委員会および地域福祉計画について、ご説明いたします。

まず、資料2をご覧ください。練馬区地域福祉計画推進委員会についてでございます。

1、推進委員会について。

この委員会は、公募区民の方、地域団体の方、福祉関係団体の方、学識経験者の方などで構成員とする委員会になります。

推進委員会では、取組の推進状況の確認、課題の検証等を行うなど、計画の進捗管理を行います。また、計画策定時には、計画内容について検討し、その結果について区長に提言を行っていただくこととなります。

専門的事項を検討するため、推進委員会に福祉のまちづくり部会および権利擁護部会を設置いたします。

今回の第4期委員の任期は、令和5年3月までの2年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

2、部会についてです。

推進委員会の下部組織として、福祉のまちづくりの推進に関する事項については「福祉のまちづくり部会」、成年後見制度の利用促進を中心とした事項については「権利擁護部会」を設置いたします。部会で協議した結果は、推進委員会に報告いたします。

下の※の表になります。

推進委員会（親会）と部会の所掌事項。なお、部会を設けたことから、推進委員会を親会というふうにも呼びます。その親会については、施策1、施策2を担当いたします。施策3、施策4については、福祉のまちづくり部会が担当いたします。施策5については、権利擁護部会が担当いたします。このように分担して取組の確認等を行っております。

続いて、裏面をご覧ください。今後2年間のスケジュールの予定になります。第1回は、本日11月5日となります。また、今月中に二つの部会を開催する予定でおります。その後、各部会の報告を、書面にて12月に行う予定でおります。第2回は、来年3月中旬に行います。その後、令和4年度中に2回の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、地域福祉計画についてご説明させていただきます。地域福祉計画の概要版の方を使って説明させていただきたいと思います。ページをおめくりいただきまして、2ページをご覧ください。左上に計画策定の目的と書かれております。少子高齢化などの影響で、地域の関係性は希薄し、課題は多様化、複雑化しています。そういった地域課題に対して、施策を総合的に進めるために、福祉のまちづくりと成年後見制度の利用促進、これを一体的に展開するため、この計画を策定しております。

計画の位置づけです。この計画は、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」に基づく個別計画となります。計画書の冊子の2ページに計画の位置づけの記載がございます。この計画は、区の上位計画であります第2次みどりの風吹くまちビジョンに基づく個別計画となります。また、社会福祉法に規定する市町村地域福祉計画となります。練馬区福祉のま

ちづくり推進条例に規定する福祉のまちづくりの推進に関する計画、それから、成年後見制度利用促進法に規定する成年後見制度利用促進基本計画でもあります。

下の図表のところ、第2次みどりの風吹くビジョン、その下に、個別計画ということで練馬区地域福祉計画がございます。左側に練馬区社会福祉協議会で策定されている地域福祉活動計画、こちらと連携して取組を進めていくこととなります。また、右の四角には関連する計画として、子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画、障害者計画といった、福祉に関わってくる計画とも関連しながら事業を進めていくものになります。

概要版の方に戻っていただきまして、2ページ、計画の体系のところ、基本理念として三つあります。一つ目が共感、人や暮らしの多様性に気づき、多様な意見を取組に反映させていくものになります。二つ目は、区民と主体的に取り組み、協力して福祉のまちづくりを推進していくという協働。三つ目が、区民一人一人が尊厳を持って暮らせるよう、必要な支援を行う、安心。この三つの基本理念を基に目標を設けております。

目標が、「ともに支え合う、ずっと住みたいやさしいまち」。この目標の達成のために、その右側にあります五つの施策に取り組んでいくものになります。

続いて、3ページに取組項目が一覧になっております。2ページの五つの施策から線が延びておりまして、各施策、三つの取組項目が書かれておりまして、その右の欄に60の事業が記載されております。ここでは、幾つかの事業についてご説明をしていきたいと思っております。

4ページをおめぐりください。各施策の中から、重立った事業を載せております。

施策1、区民との協働と地域の支え合いを推進する。施策1の取組項目、地域の福祉力を支える担い手を応援するの中からは、「つながるカレッジねりま」へのリニューアルです。パワーアップカレッジねりまや、練馬Enカレッジなどの事業を再編し、五つの学習分野を設け、マッチングを進めていくものになります。取組項目2、区民との協働で気軽に立ち寄れる場をつくる。練馬こどもカフェの充実です。民間のカフェと協働し、保護者が交流できる場を提供する取組になります。取組項目3、地域課題を自ら解決する力を引き出す。こちらでは、地域おこしプロジェクトの充実。こちらは、区民の自由な発想から生まれたアイデアの具現化を支援する取組になります。

続いて6ページ、施策2、福祉サービスを利用しやすい環境をつくる。取組項目1、包括的な支援を推進するからは、福祉・保健相談窓口を調整するコーディネーターの配置です。練馬総合福祉事務所の連携推進担当がコーディネーターとなり、各相談窓口の役割分担やサービス内容を調整し、支援していく取組になります。取組項目2、質の高い福祉サービスを提供する。福祉人材の確保・育成・定着の推進です。区民が安心して福祉サービスを利用できるように、従事者の研修など、状況に応じた支援に取り組んでいきます。取組項目3、災害時の要支援者対策を推進するからは、避難行動要支援者の安否確認体制の強化。避難行動要支援者の名簿を活用した訓練を実施していくという内容になっております。

続きまして、施策3、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めるです。取組項目1、鉄道駅や周辺のバリアフリーを充実させるからは、駅と周辺の主要な公共施設を結ぶ経路の整備として、駅の主要な公共施設を結ぶアクセスルートの整備や、医療機関等のアクセスルートの指定に取り組むものになります。取組項目2、公共施設のユニバーサ

ルデザインを推進する。誰もが利用しやすいスポーツ環境づくりということで、年齢や障害の有無にかかわらずスポーツを楽しめるよう、整備を進めていく内容になります。取組項目3、誰もが安心して使える・気軽に行ける身近な民間施設を増やす。民間建築物のバリアフリー改修の促進です。店舗、診療所等の改修費用の一部助成や、業者の育成に取り組んでいくものになります。

続きまして、施策4、多様な人の社会参加に対する理解を促進する。取組項目1、学び合いで個性を伸ばし、感性を育む。多様な人との相互理解の促進として、練馬ユニバーサルフェスの開催や、ユニバーサルデザインに関する講座を開催していくものになります。取組項目2、利用しやすい情報や案内で安心・快適な生活を支える。地図情報と連携したバリアフリー情報の発信として、バリアフリーマップ、安心お出かけマップで、施設のバリアフリーの情報提供や、外国版の導入に取り組んでいくものになります。取組項目3、やさしいまちづくりの取組を広げる。やさしいまちの情報発信として、やさしいまちづくりの知識や情報を区報やホームページ等で発信していくものになります。

最後に、8ページ、施策5、権利擁護が必要な方への支援体制を整備するになります。取組項目1、成年後見制度の利用を支援する。制度利用促進の中核となる機関の設置ということで、練馬区社会福祉協議会の権利擁護センター、ほっとサポートねりまが、中核機関として区民や関係者を支援し、地域のネットワークづくりを進めていきます。取組項目2、法人後見や市民後見人等の活用を推進するは、社協等による法人後見の実施です。練馬区社会福祉協議会において、法人後見の実施や、法人後見を行うNPO法人等の活動を支援していきます。最後に、取組項目3、権利擁護に関連する支援事業を充実する。地域福祉権利擁護事業等の実施です。成年後見制度の利用に至る前の支援策として、日常の金銭管理などを支援するサービスを実施します。

長くなりましたが、計画の内容について説明は以上となります。

○委員長 ご説明ありがとうございました。

それでは、今日初めての方もいらっしゃるかもしれませんが、もし何かここで特に聞いておきたいことがありましたら、挙手をしていただいております。

(特になし)

それでは、次の議題ということで、今の説明がありましたけれども、取組状況の報告についてお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、取組状況報告についてご説明いたします。

資料3をご準備ください。こちらは、現行の計画に位置づけました60の事業について、令和2年度の事業担当課による評価、実績、課題、それから、令和3年度、4年度の取組予定をまとめたものになります。

まず、左上の表、令和2年度評価結果をご覧ください。こちらは、五つの施策、60の事業の2年度の評価結果になります。

欄外の※をご覧ください。A+が「計画以上に進んだ」、A「概ね計画どおり」、Bは「遅れや修正が生じた」になります。評価結果はご覧のとおり、A+、計画以上に進んだ事業はございませんでした。評価結果Aの54事業が概ね計画どおりに進んだ事業になります。評価結果B、遅れや修正が生じた事業は、施策1の中の3事業、施策4で6事業ございました。これは、いずれの事業も新型コロナウイルス感染症の影響で、事業や活動が中

止になったという事業でした。

続いて、右側の表、令和4年度以降方向性の表をご覧ください。充実させていく事業が17事業、継続が46事業になります。縮小、統合、廃止する事業はございませんでした。

続きまして、その下の表をご覧ください。一番左から、事業番号、事業名、令和元年度末の現況、事業目標、ここまでは計画の方に書かれている内容を転記しております。

令和2年度の欄から令和4年度以降の部分、計画に位置づけられた事業の担当課から回答を得てまとめたものになっています。この表から、幾つかの事業を取り上げてご説明いたします。

まず、施策1、区民との協働と地域の支え合いを推進するの中から事業番号1番の町会・自治会の活性化をご覧ください。町会・自治会は、区内最大の住民組織で、防災や様々な地域活動を行うなど、地域にとって不可欠な会となっています。

令和2年度の実績としましては、加入率の低下を抑えるため、転入手続の際の働きかけや、町会・自治会へのグッズ類の提供や貸出、また、町会・自治会長からいただいたご意見をまとめた冊子の配布。これは、町会長の皆さんにお集まりいただいた会議で、加入促進に効果があった事例や工夫など、いただいたご意見をまとめたご意見集を町会長の皆様にお配りしたといった内容です。

加入率の低下が課題となっておりますので、令和3年度についても令和2年度を取組を継続するとともに、集合住宅へ加入促進ハンドブックの配布や、コロナ禍における町会・自治会活動を紹介する冊子の作成などに取り組んでいき、令和4年度以降も継続していくという内容となっております。

続いて、事業番号3番、「つながるカレッジねりま」へのリニューアルをご覧ください。

先ほど、概要版でもご説明いたしましたが、つながるカレッジねりまは、令和2年度にパワーアップカレッジねりまなどの事業を再編し、福祉、防災、農、みどり、環境の5分野に拡大し、リニューアルいたしました。

令和2年度の欄に、それぞれの講座の開催実績を記載しております。区民協働交流センターに設けている「つながる窓口」やポータルサイトにより、受講生の活動をサポートいたしました。延べ人数で、全体で1,600人を超える受講がございました。

課題としては、コロナ禍におけるカレッジの運営です。町会・自治会活動を体験する場や、受講者同士が交流する場の提供、オンライン配信の充実や新規受講者の獲得が課題となっております。令和3年度を取組としては、町会・自治会等、地域団体と調整を図り、体験の場を提供していく、また、分野を超えて受講者が交流できる場や、オンライン講座を増やすなど、カレッジの認知度を上げていくという取組を行っていく。令和4年度もこういった取組を継続していくとしています。

続いて、4ページ、事業番号16番をご覧ください。こちらは、ひきこもり・8050問題への支援の充実です。引きこもりや8050問題のような複合的な課題については、家族も含めた、入れ目のない継続的な支援が必要となってきます。

令和2年度を取組としては、保健所と関係部署が専門性を生かし連携して支援を行いました。地域包括支援センターでの相談支援や、ひきこもり家族会との意見交換、保健相談所2所で、思春期・ひきこもり相談の実施、周知チラシの配布を行いました。

課題については、ひきこもり当事者と面会できないなど面会困難な事例の増加や、問題

が複雑なため、各機関の連携が必要。また、個々の状況が異なるため、事例の共有やノウハウの蓄積が課題としています。

令和3年度は、家族会との連携、思春期・ひきこもり相談の実施場所4所で実施、事例・ノウハウの共有に取り組んでいくとしています。令和4年度以降も、これを継続、充実させていくとしています。

以上、施策1、2、親会が担当する部分の事業をご報告いたしました。

続いて、施策3から5、ここから先は部会が担当する事業になりますけれども、幾つかご報告いたします。

まず、6ページ、施策3、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める部分です。こちらは福祉のまちづくり部会が担当する施策になります。事業番号27、駅と周辺の主要な公共施設を結ぶ経路の整備では、令和2年度に駅と医療機関へのアクセスルートとして、区立施設への誘導用ブロックの敷設といった取組を行いました。また、7ページ、事業番号29では、スポーツ施設の改修や、トイレの洋式化の取組。事業番号30番では、民間建築物のバリアフリー化の促進を進めております。

続いて、8ページをご覧ください。施策4、多様な人の社会参加に対する理解を促進する。こちらにも、福祉のまちづくり部会が担当する施策になります。事業番号37、ユニバーサルデザイン体験教室の充実。こちらでは、令和2年度は小中学校で7回実施、延べ740人の参加がありました。令和2年度からは、実施校を中学校まで拡大して実施しております。

最後に9ページ、施策5、権利擁護が必要な方への支援体制を整備する。こちらの施策5は、権利擁護部会が担当する施策になります。主に成年後見制度や権利擁護に関する取組になりまして、練馬区社会福祉協議会の権利擁護センターを運営主体とし、成年後見制度の利用促進に取り組んでいくものになります。

説明は以上になります。

1点訂正をお願いしたい箇所がございます。4ページの業務番号17、生活困窮世帯の自立支援を推進の部分の令和3年度取組の二つ目の点、「福祉事務所現業員12人、就労サポーター3人増員」となっております。ここの部分の「現業員12人」、こちらを「ケースワーカー7人」に訂正をお願いいたします。

資料3、取組状況報告について、説明は以上となります。

○委員長 ご説明ありがとうございました。

それでは、意見交換、質疑応答にしたいというふうに思いますけれども、資料3につきまして、たくさんありますけれども、全部で60事業ある中で、幾つか部会に関わる部分もありましたけれども、ご紹介いただきました。

皆様方から、今いただいた説明の範囲でも結構ですし、あるいは、それ以外でも結構ですけれども、何かございますでしょうか。どのようなことでも構いませんけれども。

私が質問してもいいですか。

この評価の指標ですけれども、ここではA+、それからA、Bということで、計画どおりということなのですが、この「計画どおり」かどうかというのは何をベースにして計画どおりというような認定をされていて、どなたがやっておられるのか。それぞれの部局の自己点検なのではないでしょうか。簡単にご説明いただけますでしょうか。

○管理課長 具体的に評価をしているのは、基本的には所管課というところでございます。所管課の方で、事業目標に対して進捗がどうかというところを評価しています。

昨年度につきましては、先ほど説明いたしましたけれども、新型コロナウイルス感染症ということで、事業が中止になったり、思うように進まなかったという部分がございます。Bが9あったというようなところでございます。

○委員長 ありがとうございます。

皆様方、遠慮なくご質問いただければと。大丈夫でしょうか。

○副委員長 4ページの17番、生活困窮世帯の自立支援ということで、先ほど令和3年度の取組で、ケースワーカー7人、現業員12人と訂正という話でご説明をいただきましたけれども、左側の令和2年度の実績の下の方にある「福祉事務所の現業員を2名増員し」と書いてあるのですけれども、ここの整合性というのはどう捉えればいいのか、それを教えてください。

○生活福祉課長 ご指摘あったところについては、「現業員を2名増員」というのは、これはケースワーカーを2名増員ということになりますので、ここについても表現を改めさせていただきたいと思います。事前の確認が至らず申し訳ございません。

令和2年度についてはケースワーカーを2名増員して、令和3年度はケースワーカー7名になるということでご理解いただければと思います。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 9ページ最後の方、施策5、権利擁護が必要な方への支援体制を整備するというところなのですけれども、もちろん所管の方で令和3年度の方向性がAというふうに書いてあるというお話なのですが、この下地は、実際に携わっております私ども権利擁護センターのほっとサポートねりまが書いたのですが、私自身、何でこれをAとしたのというふうに権利擁護センターの方に聞いたのです。そうしたら、本来でしたら4人増えるところを2人でやった。もし、あと2人増えて4人になったら、きちんと充実してやっていけるのではないかとということでAと書いたと言っていたので、そのことをお伝えしておいた方がいいかなと思っております。

中核機関を受けて始めるのは非常に大変で、最初ローラーをひくのに最初の滑り出しはすごく難しいと思うのです。法人後見も2件やるにあたって非常に大変な状況で今いるのです。

そういうふうにして始めているところを、また充実というふうに4年かけてやっていくのはすごく大変だなと思っております。

人が来ればいいというものでもないかもしれませんが、当初の予定の4人増が2人増でここまでやってきたということも分かっていたきつつ、このAというのは増えたらいいなというAだということをお伝えできたらなと思ってっております。

一方で、同じように社協が受けているもので6ページの施策2の取組項目の25番で、ボランティア地域福祉推進センターが請け負っている災害ボランティアセンターの運営なのですが、方向性がBなので継続なのですが、こちらも、職員が増えたらできるなということでAと評価する権利擁護センターの所長の考え方とまた違って、増えなかったからB、継続しかできないだろうという考えの下にやっているということで、所管の方がそれを受け止めていただいたというふうに承っております。

ですので、AとBの付け方はどうなっているのですかというふうにおっしゃっていただいたのですが、やっている者として、人がきちんと充実した状態だったらやれると評価している場合と、そこがうまく充実されていないためBと評価されているということがあるというふうに受け止めていただけたらと思っております。

○委員長 ご丁寧にご説明をありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

それでは、次の令和3年度の取組についてということで、こちらの方は資料4-1でしょうか。お願いいたします。

○管理課長 私から、資料4-1に基づきまして、事業番号1番、地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくり。これは地域福祉計画でいきますと23ページの方につながりますけれども、そちらの取組についてご報告させていただきます。

まず、1の事業内容です。

地域での支え合いの力を高めることを目的として、練馬区社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを配置し、地域支援ネットワークの構築を進めています。

地域福祉コーディネーターは、高齢者を支えるボランティアの育成や地域のネットワークづくりを行う生活支援コーディネーターの役割も担いながら、住民同士の支え合い、助け合いの活動が活性化するよう、様々な支援を行っています。

また、地域の方々とつながり、住みやすい地域づくりを目指す地域の皆さんに、地域福祉協働推進員、通称・ネリーズと言っていますけれども、こちらとして登録して活躍いただいています。この登録人員を増やすこと、それから地域の課題を解決するためにできることを実践し行動しているキーパーソンとも協働して、地域づくりを進めるというところでございます。

2番の令和6年度末目標ですが、平成31年当初621名であったネリーズの当初人数を730名まで増やすということ、こちらの取組の目標としてございます。

3、令和2年度の取組です。

「ネリーズ」の登録者は、令和2年度末で678人となりました。コロナ禍ということもあり、オンラインを活用しての懇談会等や、会員同士の交流を行ったり、それから情報提供を行っております。

また、各地区の民生・児童委員を協議会に地域福祉コーディネーターが出席し、各拠点における取り組みや事例の報告を行うことを、これは令和元年度から行っております。昨年度は、コロナで民児協自体が5回しか行われていなかったというような状況でしたけれども、今後も継続して実施していく予定でございます。

4番、令和3年度の取組です。

ネリーズの活動を広報誌等に掲載しまして、取組の周知を積極的に行うこと、それから、オンラインを活用してネリーズ懇談会や、情報の提供等に取り組んでいくとしています。

また、各地区の民生児童委員協議会や関係機関の各種会議の方に地域福祉コーディネーターが参加し、地域のネットワークの構築というものを、さらに進めているというところでございます。

こうしたことで、地域福祉コーディネーターは地域の住民や団体と顔が見える関係づくりをしながら、住民が主体的に地域課題を発見、共有、解決できるよう支援しております。ご報告は以上でございます。

○委員長 ご説明ありがとうございました。

資料4-1につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○委員 ネリーズは、読みにくそうだったのですが、地域福祉協働推進員。何せ漢字ばかりで読みにくいということで、「ネリー」というのが私どものキャラクターですので、ネリーがみんなが集まって一緒に地域をつくっていこうよと呼びかけて、「ネリーズ」というふうになりました。

大分名前が浸透してきて、10月末現在681名の方が登録していただいております。「必ず登録してください」と押しかけることなく、内容を分かっていたいで、徐々に登録をしていただきたいと思いますと思っております。

一方で、地域福祉コーディネーターですが、民児協会長が、「地域福祉コーディネーターが地域でいろいろと活躍しているのは、それぞれ分かる。それは分かるけれども、もっとシステムティックにきちんと民生委員と手を組んでやっていけたらいいのではないか」と声をかけていただきまして、令和元年度から、光が丘、大泉、関町、練馬にそれぞれ地域福祉コーディネーターがいますので、それぞれの地区の民協に顔出しをして、どういうことをやっているかと話をする中で、「こういう人にこういうことを相談してもいいの」というふうに民生委員さんが声をかけていただくようになりました。去年、今年と、コロナのため、民児協はそれほど開かれていないのですけれども、個別にご連絡いただいて、どうしたらいいだろうかとご相談をいただき、一緒に地域を回っているという状態です。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。ほかは、ございませんでしょうか。

○委員 この資料4-1で、事業内容1のところ、ネリーズとか、地域福祉コーディネーターとか、キーパーソンという言葉が出てきますけれども、参加者の方々は、皆さん、こうした一つ一つのワードを理解しているのでしょうか。こういう外来語をどんどん使って、これはいいけれども、一つ一つのこの言葉を咀嚼しなければ、先に進まないと思うのです。その辺はどうなのですか。

○管理課長 ご指摘ありがとうございます。

地域福祉計画の23ページに地域福祉コーディネーターの方が載っております。

地域福祉コーディネーターにつきましては、生活支援コーディネーターを兼ねているのですけれども、地域住民の皆さんが活躍できるようにお手伝いする、地域のつなぎ役である社協職員ということで捉えていただければというふうに思います。

それから、ネリーズの説明につきましては24ページにコラムを設けて説明させていただいております。

「地域福祉協働推進員（ネリーズ）って何？」というものがあまして、そちらの方に詳しく説明させていただいているのですけれども、日々の暮らしの中で地域の方たちとつながっていくことで、緩やかに見守り合い、暮らしやすい地域づくりを目指す地域の皆さんというところでございます。

キーパーソンという言葉も出てきていますけれども、キーパーソンは、身近な人の変化に気を配り、何かをしたいと考え、解決につなげようとする人たちというところで、そういうところの方々というところで使わせていただいているというところでございます。

資料の方に説明が足りなかった部分があって、大変申し訳ございません。

説明については以上です。

○委員 委員が言われているのは、片仮名ばかりで、分からないような言葉ばかり使っているのはおかしいと。

どうしても社協の職員は福祉の専門用語を使いがちなところもあるのですけれども、それを地域の住民の皆さんに分かりやすく言ってくださっているということをお伝えしたいと思います。どうもありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

それでは、資料4の2の方の説明をお願いできますか。

○生活福祉課長 では、資料の4-2をお願いいたします。

事業番号13、福祉・保健相談窓口を調整するコーディネーターの配置ということです。計画の本編でいうと28ページのものになります。これについては、令和2年度から開始した取組という話になります。

事業内容でございます。

子ども・子育て、介護、困窮、障害等の複合的な課題を抱える世帯に対して、関係部署、関係機関を連携して、家族に寄り添いながら継続的に支援をしていくという仕組みでございます。

課題解決に向けて、それぞれの分野で縦割りでやっている部分を、横串を入れて世帯全体の支援をするための調整枠といった職員を一人置いていこうというのではないかとということでやってございます。

3番の令和2年度取組ですけれども、一つ目、練馬総合福祉事務所にコーディネーターを配置しております。

その後、調整困難ケース検討会議を開催して、世帯に関する情報交換ですとか、支援体制の検討、あるいは、ケアプランの検討・見直しなどを行っております。また、それ以外にも複合的な課題を抱える世帯の情報を収集するために、この調整役が各支援機関のケース会議等に参加しているということでございます。

三つ目です。寄せられた事例、あるいはケース検討の会議の結果、こういったものを対応事例集という形で1冊にまとめさせていただいております。

最後、四つ目です。これは、関係機関の合同研修会を開催しまして、それぞれの事例検討とか、あるいはどういった制度が使えるかといったような学習をする機会を設けました。これは、昨年度取組です。

裏面をお願いします。令和3年度は、コロナ禍でなかなか活動がうまくいってこなかった部分もありますけれども、緊急事態宣言も解除してございますので、まずはもう一度積極的に事業内容の周知を行っていきたいということと、あとは支援力の向上というところが課題かなと思ってございますので、昨年度も実施しました合同研修会、これの充実に向けて、今、鋭意、企画立案をしているというところでございます。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

4-2の説明をいただきました。こちらの方について、質疑応答したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 この間、受託している施設で相談があったので、お聞きしようと思います。お父様が、女装趣味がありまして、それをお子様に見られてしまって、お子様が大変なショックを受けたというケースだったのです。相談員は、子ども家庭支援に関しては専門家でございますので、その相談はできるのですけれども、それ以外の、例えばお父様がそういった趣味を持っている場合に、どこにつなげるのかといったようなケースについては知識を持ち合わせていないという状態で、いろいろなところにお問い合わせの結果、えーるに、相談員さんがいるということが分かったというような報告を本部の方で受けております。

そういった問題が、仮に区の施設の相談員であったとしても、どこに相談を持っていいのかということが分かりにくいのかなというようなイメージがありましたので、ご質問させていただいて、こういったケースだったらどこに相談すれば一番早かったのかというのと、えーるの位置づけがよく分からないので教えていただければというふうに思います。

○委員長 大丈夫でしょうか。お願いいたします。

○生活福祉課長 練馬区としましては、基本的に、どこに相談に入っても関係機関が連携する中で、支援のネットワークを広げて、その中で複合的な課題も支援していこうではないかということでやっております。

えーるについては、男女共同参画センターということで、いわゆるジェンダーの話ですとか、あるいは男女平等の話ですとか、そういったことを主に扱って相談支援をしています。あと、DVとか、そういった関係もやっておりますので、ここの図表の中では入っていないのですけれども、一つの有効な相談支援先、連携先ということで、私どもも連携を進めながら支援しているというところでございます。

今のお問い合わせのこのケースについては、どこに相談すればよかったのかということであると、えーるというところに、直接、すぐ行き着くというのは、なかなか難しいだろうとは思いますが、恐らく、子ども関係のところにご相談していただいて、なおかつ、その親御さんの方にこういう課題があるのだということで、家庭のご相談を丸ごとさせていただく中で、では、その子ども分野でも、自分のところではないけれども探してみようかといった形で、その支援のネットワークがつながっていかうかと思っておりますので、子どもの分野だから子どものことだけということではなしに、いずれにしても、世帯全てに支援をしていかないといけないものですから、その辺りは、世帯のご相談という形で分野を問わず、まずはご相談していただくというところから始めていただければと思います。

○委員 ということは、この中では、今ここに出てきたような総合的な窓口で相談員が相談するケースもあるし、直に、そちらを紹介するというような可能性もあり得るというような形で理解してもよろしいですか。

○生活福祉課長 相談のつながり方というのは、まだ始めたばかりのところもございまして、いろいろとやってみる中で慣れてくるのかなと思っています。

現在のところは、例えば、ここで書いてある8050のような形で、高齢支援をしていく中でお子さんが引きこもりになってしまって保健相談所につないだりとか、あるいは、若者サポートステーションといったところにつないだりして支援を広げていってということもございまして、まずは、一番最初の窓口にご相談していただくというところから広げていくというのが、一番、今のところは手っ取り早いのではないのかと思っています。

○委員長 ありがとうございます。

いろいろなケースがたくさんあると思いますけれども、区民として大変なのは、「うちではないよ」と言われたときに一番困ってしまうわけですね。

そうすると、この福祉相談窓口という枠が、自然にそういうボーダーがたくさん出てきますから、地域福祉というサービスの展開、そこの部分が当然重要になってくるというふうに思います。

今の男女共同参画センターは、恐らく誰も最初にそこに相談に行かないだろうというふうに思いますので、そういうようなことなども配慮しながら、こういう枠を一つ一つ取っ払っていきような、そういう施策の展開も必要かというふうに思います。

ありがとうございます。

○委員 委員からご質問があったように、それぞれの地域の中で、いろいろな問題を抱えている方がいらっしゃると思うのですよね。

区は、組織的に、体系的にしっかりとした受け皿をつくってもらわなければ困る。その対応だったということですね。

問題は、これはこれで、ある程度アウトラインはできているのですけれども、これが機能するためには、コーディネーターというのを皆さんが理解して、そして、これらがまっとうに働くようにしていくことが重要なポイントだと思います。

○委員長 ありがとうございます。そのとおりだと思います。

○生活福祉課長 まさに今、委員からおっしゃっていただいたとおり、この令和3年度の取組にもございますが、まず、支援機関そのものが、このコーディネーターという調整役の存在を十分に周知できていないというところがございますので、しっかりと、そこは活用できるように、引き続き周知にも務めていきたいというふうに思います。

存在を知っていただかないと、なかなかうまくつながっていかないという部分がありますので、そこは個別にいろいろと出向くこともあるでしょうし、皆さんが合同研修会のようなところで、こういう存在をしっかりとPRするといったところも並行してやっていきたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、資料4-3の方のご説明をお願いいたします。

○生活福祉課長 では、資料4-3をお願いいたします。

計画の本編で言いますと33ページ、生活困窮世帯の自立支援を推進というところでございます。

この計画ができたのが2020年3月ということですので、このコロナの感染拡大が始まる直前ということです。したがって、ご案内のとおり、コロナ禍で生活困窮の方の増加ということを受けまして、ここの取組は、かなりこの1年半の間で強化をできてきてございますので、書いてある項目が多いものですが、ここでピックアップしてご説明させていただきたいというふうに思います。

大きくは、生活保護の支援に至った方の自立を図る取組と、生活保護に至る前の支援を強化するといったところが軸でございます。

まず、事業内容の1段落目は生活保護受給者の話でございます。生活保護受給世帯の増加にきめ細かく対応するために、ケースワーカーの人員を確保するということです。これ

は、補足になりますけれども、国の方では、ケースワーカー1人当たり80世帯というのを標準的な数値に定めてございまして、これは、令和元年度にその数値を練馬区としては達成してございます。現在も、生活保護のケースワーカーを増員してございまして、概ね74対1ぐらいの配置になってございまして、きめ細かくサポートできる体制が整ってございます。その他にも、就労自立、生活自立、次世代育成適正試験の強化という四つの重点項目で保護受給者の自立支援を充実してございます。

次に、2段落目でございます。生活保護に至る前の段階の早期自立を支援するために、社会福祉協議会に委託しております「生活サポートセンター」を拠点として、いわゆる生活保護に至る前の生活相談の事業を実施してございます。講習会、情報交換会、シンポジウム等を使って、早期の発見や早期の支援につなげてございます。また、「生活サポートセンター」は、今、練馬区役所の西の3階に移転して環境を整えているというところでございます。

3番の令和2年度の実績です。

一つ目は、生活保護受給の増加に対応するため、先ほど副委員長からもご指摘がありましたケースワーカーを2名増、高齢者の生活支援員を1名増したというところでございます。

二つ目は、生活サポートセンターを庁内に移設し、相談員を2名増したというところでございます。

この三つ目以降が、コロナの感染に伴って強化していった取組ということになります。

まず、三つ目でございます。感染症拡大の影響により急増した相談に対応するために、区職員と社協の職員が一体となりまして、生活相談や特例貸付、住居確保給付金の案内などをやります。生活相談コールセンター、これを4月27日から設置しました。今も設置してございます。

次に、令和2年10月には住居確保給付金という、生活困窮になってしまった方に対して、住宅費を補助する制度があるのですが、それだけだと家賃が十分に賄い切れない世帯が概ね75%ぐらいいるというような傾向がありましたので、この不足を補うために区独自の給付金を支給させていただきました。

年が明けまして1月には、今度は、生活困窮に至った方は様々な就労ニーズをお持ちです。その方々にきめ細かく対応できるように、就労の課題がある方に対して就労をサポートする就労サポーターというものを3名つけさせていただきました。

裏面をお願いいたします。

年度が明けまして、国も区も取組を進めてございます。

まず、区独自の取組としましては、生活保護の新規受給世帯の増加に対応するためにケースワーカーを7名、福祉事務所での生活保護を中心として就労のサポートをするサポーターを3名増員しました。

生活困窮の相談件数が増加してございますので、生活困窮者の相談支援を担当します生活サポートセンターの相談支援員を3名増員してございます。

三つ目ですが、生活相談コールセンターは、現在も継続して実施してございます。

四つ目は、報道でもなされているかと思っておりますけれども、コロナ禍で金銭的な理由で生理用品を購入できない方、生理の貧困といったようなものが報道されているかと思っております。

区としても、そういった方を支援するために、生理用品を配布というのを、福祉事務所、あるいは保健相談所、あるいは、先ほどあった男女共同参画センターえーる等で配付してございます。4月から2,000パックございまして、7月からは、新たに区としても補正予算を組ませていただいて、現在5,000パックを配布中でございます。

物を配るだけではなくて、根幹的には、ここから相談支援につなげていきたいということがございますので、相談支援の機関の案内図も併せて配布させていただいております。

最後ですけれども、このコロナ感染症の影響で、住居確保給付金や生活困窮者自立支援金という国の支援制度を受けている方が多くいらっしゃいます。この方々の就職の後押しになればということで、この10月以降に就職した方に対して、就職支援給付金ということで、お一人3万2,000円を支給する事業を新たに開始してございます。

最後に、国の新たな支援策ということで言いますと、基本的には令和2年のところから継続しているものですが、令和3年8月末までとしていた支援金を11月末までに延長したですとか、あるいは、二つ目、9月末までとしていた申請期間を11月末までに延長したといったような、これまでの既存の取組も期間をどんどん延ばしているところがございます。

最後、国の新たな支援策の三つ目ですが、これは今年度国が新たに始めた事業として、令和3年7月から始めた事業ですが、社会福祉協議会が実施しております総合支援資金貸付。貸付をこれ以上借りられない、その上限を借り切ってしまった方に対して、円滑な就労もしくは保護につなげるために、1世帯最大10万円を3か月間支給する補助事業を実施してございます。

早足になりましたけれども、コロナ禍で区および国が取り組んできた支援事業の内容をご説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ご説明ありがとうございました。

ご質問、いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

それでは、資料4-4に行きましょうか。お願ひいたします。

○管理課長 それでは、資料4-4の方に基づきまして、事業番号22番、避難行動要支援者の安否確認体制の強化について、取組を報告いたします。地域福祉計画では36ページの方になります。

まず、1の事業内容です。

避難行動要支援者とは、避難時に自力で避難することが困難な方のことです。こうした方々について、民生・児童委員や防災会等の様々な支援の担い手が、避難行動要支援者名簿をもとに、安否確認等の支援活動が実施できるよう、区や介護・障害福祉サービス事業者、それから地域包括支援センターの方でも訓練を実施しております。

また、避難拠点では、民生・児童委員、それから防災会とともに、安否確認訪問訓練を実施しています。

2番のところは、令和6年度末の目標というところですが、こちらについては訓練を継続して実施していくというところになってございます。

3番の令和2年度の取組をお願ひいたします。

9月に避難拠点、総合福祉事務所、介護・障害福祉サービス事業所、それから地域包括支援センターで安否確認報告訓練を実施しました。これは、地域の方が避難行動要支援者

の安否確認を行った結果を、区の方に実施するためデータ入力する作業を訓練するものでございます。

また、実際に名簿を使って避難行動要支援者のご自宅に伺う訓練、これにつきましては令和3年2月と3月に2か所の避難拠点で民生・児童委員、それから防災会の方々との開催により実施しております。

さらに、練馬区と介護サービス、障害福祉サービス事業者との間で、災害対策について検討する「練馬区介護・障害福祉サービス事業者災害時連携検討会」という組織がございますけれども、令和3年3月に災害時の具体的な事業者の行動をまとめた「練馬区災害時介護・障害福祉サービス事業者行動ガイドライン」を作成いたしました。

これが令和2年度の成果です。

4番、令和3年度の実績です。

引き続き、安否確認に関する報告訓練、それから訪問訓練を着実に実施していきます。報告訓練につきましては、今年も9月11日に練馬区の震災総合訓練という訓練を行ったわけですが、その中で実施したというところでは、避難拠点の方で実施してございます。

それから、訪問訓練につきましては、これは来年になりますけれども、令和4年2月に大泉学園地区と早宮地区にある小学校、こちらの方で実施する予定で、今訓練の細かい詰めを地域の方と行っているところでございます。

こういった活動を通じまして、避難行動要支援者の安否確認など、支援活動を着実に実施できる体制を整えてまいります。

ご説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○委員長 ご説明ありがとうございました。

こちらの資料4-4につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

○委員 まちかどケアカフェで高齢者の方とお話をする機会がとても多くて、その中で、実は安否確認のリストにぜひ私も入れてほしいのだという地域の高齢者の方がいて、一人暮らしの女性で、「もし夜大きな地震が来たら私は誰が安否確認をしてくれるのだろうか」とよく言われるのですが、積極的に私をその名簿に入れてほしいという方が地域にもしいたら、勝手に地域包括に連絡してよいか。気持ち的な不安と、あと、明らかに足がご不自由であるとか、視覚障害があるとか、その辺の、地域住民の何となくの不安で、こういう名簿に入れていただけなのかどうか、不安になられている方がいて、その方にお答えしたいので教えてください。

○管理課長 避難行動要支援者につきましては自動登録という形で、まず介護保険要介護3以上の方、それから身体障害者手帳が1、2級の方、愛の手帳1度から2の方と、こういうような方は自動登録されているという方がいらっしゃいます。

それに準じる方で、避難行動要支援者名簿に登録を希望される方についても登録をいただいているというところですので、もしご相談があれば福祉部管理課にお問い合わせいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

○委員 老人クラブは、普段からきちんと連絡をもって、何かおかしいことがある、それから、あまり顔を見ない、それから電話をかけても出ない、その場合は必ず、ご近所の仲

間が飛んでいきます。ですから、私どもは私どもできちんと役所の方に連絡を取りまして、処置をするようにしております。

一番心配しているのが、皆さんが行方不明になるのではないかと、出たくても、家族がいると危ないから駄目、こうだから駄目、それで本当に不満がたまって、いらいらしています。ですから、それをどういふようにならなくするかとというのが私どもの悩みですけれども、そういう心配してくださったこともあるのよということで、報告はさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 先ほど、令和3年度の取組について、大泉学園地区とそれから早宮の方で安否確認訪問訓練ということを拠点の人たちとやると言っていましたよね。

私は小学校の拠点連絡会会長ですけれども、それに含まれているのかどうか。それと、訓練の場合、どこまで、どういふふうに通知が来るかというのを、拠点の会長あたりまでは教えていただいた方がいいのではないのでしょうか。

拠点の方に、皆さんが言っているような防災会の方々が知らないことが多いのです。自分たちで活動はしているけれども、区の取組と、それから避難拠点の取組と、防災の区の職員の取組が違っているのではないかなと思っているのです。

でも、先ほどから、いろいろなことがあったら一本化しなければ、取らないといけなところがありますよね。

コロナの後、ものすごく心を病んだり、それから、今まで町会長だった人が、いつの間にか、連絡を取ると降りて変わられたり、区の方に届出がなかったり、大変困っていることも多いのです。

だから、区と一緒に我々もやらなければいけないなと思って連絡先を聞いてみると、幾ら行っても通らないし、まだ町会長が亡くなった後が決まっていなとか、大変困っていることがある。

コロナの問題だけではなくて、心の病、それから災害、いろいろなことが重なっているときに、一つ決めていかないといけないのではないかと。

この防災会の方々という防災会は、どれを言っているのですか。拠点のことなのか、町会の防災会なのか、それを教えていただきたいです。

○管理課長 防災会は、いろいろな形がありまして、町会の方の防災会と兼ねているところもあれば、それとは別にやっているようなところもあるので、一概にどういふところというのは、なかなか一言で表すのは難しいのですけれども、自主的な防災組織というところでございます。

先ほど、大泉学園地区と申し上げましたけれども、具体的には、訓練等は大泉学園緑小とやらせていただくというふうには今年になっておりまして、毎年、大体2か所程度の避難拠点さんと訪問訓練を実施しているというところで、今年度については大泉学園緑小の地区の方と具体的な詳細について詰めているというところでございます。

○委員 大変、大泉は広いですね。

学校も、大泉小学校と大泉第一小学校というのが、どこがどうなっているか、我々も分からない。

隣同士の学校が協力し合ってやっていこうとしても、組織として我々が頑張っても、区

とのパイプがなかなか取れないとか、その辺が住民と一緒にやらないと無理だと思いますので、ご協力を、こちらはしますけれども、よろしく願います。

○委員長 ありがとうございます。

○管理課長 危機管理室の方に区民防災課というところがございまして、そちらの方が地域の方と協働してやっている組織ですので、今いただいたご指摘をお伝えします。小学校、中学校の98か所の避難拠点の中で1年に2個ずつだとなかなか進まないところがあったりもするので、そういうところも含めまして、効果的に避難訓練を実施していかないとけないと思いますので、様々に協議してやっていきたいと思いますので、よろしく願います。

○委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、続きまして、資料5の方になります。

スケジュールについて、ご説明をお願いしたいと思います。

○事務局 資料5になります。

冒頭の説明と繰り返しになる部分があるのですが、こちらは令和3年度のスケジュールを載せております。

まずは、推進委員会（親会）を本日開催させていただきました。また、福祉のまちづくり部会、権利擁護部会も11月中に実施いたします。その後、各部会の報告を12月に書面で報告させていただきます。3月に、それぞれ親会、部会を開催させていただきます。

一番下の庁内検討委員会は、こちらの区内部の関係組織の部課長で構成した会になります。こちらは、3年度の7月に書面で開催を予定しております。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。あと、次回の日程の説明をしてください。

○事務局 次回の日程です。

本日、差し替えで机上に置かせていただきました次第の9番です。

日時、令和4年3月18日（金）午後3時30分から予定しております。会場は、こちらの庁議室になりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。開催スケジュール、そして次回の日程ですけれども、皆様よろしいでしょうか。

○委員 進行表の中の、2ページの上から2つ目「街かどケアカフェの充実」についてですが、街かどケアカフェは急激に拡大し、現在26カ所になっています。その後、コロナ対策上、やむを得ず、増設を止めた、ということで評価はB評価になっていますが、私は26カ所に拡大した点を大いに評価すべきで、コロナ対策を勘案して、A評価でも良いのではないかと考えています。先ほど、街かどケアカフェを運営しておられる委員の方が少し触れておられましたが、ケアカフェを運営しておられる委員の方々に現況を教えていただければと思うのですがいかがでしょうか。

○委員 私はつながるカフェという名前で運営しているのですが、それぞれによって全然色が違ったり、来られる方と、あと箱物も違うし、全然尺度が違いますが、私に関して言えば、とてもこじんまりした、テーブル二つぐらいで、カフェのような感じにしましたけれども、多分、来られる方は、ここがあってよかった。私は、コロナのときもここを閉めずに、指針にのっとなって、換気しながら。

閉めてしまうと本当に地域の方は行く場所がないのです。敬老館も閉まってしまいました。はつらつセンターも閉まっていた。すごくピリピリはしていましたが、閉めることなく運営できたので、私に関しては、逆にこじんまりしたのがよかったかなというところで、今に至っています。この機会ですから、ぜひ皆さんも来ていただけたらと思います。このような感じです。

○委員 私は、5年目になるのですけれども、コロナが始まりまして、高齢者施設の中に部屋をお借りしてやっているのですが、感染が心配なもので、この間、10月13日にちょっとだけやらせてもらえますかと施設にお願いしまして、ようやく再開しました。

でも、やっているとなアナウンスしてしまうと、ばっと集まってきてしまうので、旗を1本、2本立てて、こそっとやっている。今のところ、4人とか5人が来てやっています。

だから、取りあえず、もう一回、昔みたいに戻るのなかなか時間がかかるとは思いますけれども、開けていることが大事なので、常にやっていますよと言って、ちょろっとやっています。

機会がございましたら、ぜひのぞきに來てください。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 私は、コロナ禍で、はるのひケアカフェを4月から開けて、当初は、緊急事態宣言で一時閉鎖しているときもあったのですけれども、今は、ひと月500人ぐらいの方がご利用してくださっています。緊急事態宣言がなくなったときには、今までは1時間ぐらいの制限をしていたのですけれども、皆さん本当に来てくださって、カフェの中が、皆様の作った折り紙であつたりとか、いろいろな教え合いとか、そのような感じで、地域の皆さんがつくり上げてくださったという感じになっていて、本当に地域の方の力はすごいというふうに感じているところです。

私たちが何ができるかというのは分からないのですけれども、このケアカフェをうまく続けていきたいなと思っています。

○福祉部長 今回は、ケアカフェの運営にご尽力いただいている方も多く参加されているところで、また、ケアカフェに評価をいただきまして、本当にありがとうございます。

私どもの高齢者支援にあたっては、地域包括ケアということで、様々な介護サービスや予防サービス、生活支援サービスが切れ目なく提供できる体制ということで進めておりますけれども、言いかえますと、地域包括ケアは地域の力を結集していくというふうに思っております。特に予防の分野では、区が施設整備するというだけでなく、地域で様々なサロン型の活動されている団体が多くいらっしゃいますので、そういったところとコラボレーションしていく形で事業を広げているところです。

コロナ禍ということで、活動の制約のある中で、大変ご苦勞をおかけしておりますけれども、区としても、できる支援をさせていただいて、この活動を広げていきたいと思っております。

また、そういうサロン活動をしている情報というのは、実は、口コミとか情報提供をいただきながら事業を広げていっているところが実際としてございますので、そういった、いいサロン活動を行っているよというところがございましたら、区の方にお知らせいただければ幸いです。

どうもありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

それでは、副委員長、今日の議論で何かございますでしょうか。

○副委員長 1点だけ私の方から感じたことを申し上げたいと思います。

先ほどの生活困窮世帯自立支援に向けて、私も、様々な区、また自治体に関わっていますけれども、練馬区ほど生活困窮者に対して、コロナ禍の中も含めて、しっかりとした支援体制を組んでいる区はございません。

そういった意味では、先ほど、適正なケースワーカーの人員確保というお話がありましたけれども、23区の中で一人のケースワーカーに対して80世帯をしっかりと持っている区というのは3区しかないのです。千代田区と目黒区と練馬区なのですが、千代田と目黒は、また事情が違うというか、非常に都心区になりますので、住所がない方の生活保護申請等々に関係があるものですから、世帯数を結果的に守っているような形ですけれども、練馬区の場合は計画的にそこをしっかりと支えられる体制をつくるというところを、非常に私も評価してまして、こういったことを、実は地域福祉計画にも33ページに載せているという、こういう自治体も、実は、ほかに私は聞いたことがないのです。

そういった意味では、非常に先手というか、しっかりとそういう体制づくりをしているという意味では、改めて今日、こちらの方でご説明いただいて、非常に高い評価ができるのだなということを思って聞いておりました。

私からは以上です。ありがとうございます。

○委員長 私は、今日の議論の中では、様々な災害避難の問題もそうですし、非常にボーダーな部分が多くなっているのです。そこに、いかに行政的に切れ目のない、サービスと言ったらおかしいですが、対応していくかということが、これは福祉分野だけに限らないのですけれども、全ての分野で、教育でもそうですし、まちづくりでもそうですけれども、今までは縦割りでしかなかったのですけれども、そういう点では、例えば、先ほどみたいに図解をする、ダイアグラムみたいに書いていくときには、非常に丁寧に、区民に説明をしていく時代に来ているかなという感じがしますね。

また、次の課題にさせていただければというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、今日の議事はこれで終了になります。

皆様、ご協力ありがとうございました。

次回は少し先になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。